

特集

「行動する消費者」になるために

私たちは日常生活の中で、さまざまな「契約」を交わしています。例えば、スーパーマーケットで商品を買って代金を支払うことも契約のひとつです。さまざまな商品が流通し、消費生活が豊かになる一方で、契約や取引のトラブル、悪質商法などが問題になっています。

これからは、私たち消費者が積極的に行動してトラブルを防いだり、解決したりすることが大切です。「行動する消費者」になるためには、どうすればよいのでしょうか。



借入金についての相談が急増しています

市消費生活センターでは、専門の相談員が消費者問題についてのさまざまなご相談に応じています。

平成13年度に同センターに寄せられた2,685件の相談のうち、約19%は借入金についての相談でした。長引く不況の影響で生活費や資金繰りに困り、多重債務に陥る人が急速に増えています。

また、最近はお会い系サイトやツーショットダイヤルなどの、利用した覚えのない電話情報料が請求されるケースも増えています。

相談者の年齢は、60代以上が26.8%と最も多く、高齢者をめぐる契約トラブルが増える傾向にあります。

まずはセンターにご相談を

訪問販売などのトラブルは、契約書を受け取ってからすぐにご相談していただければ、簡単に解決できるケースが多くあります。「困ったな」と思ったら、すぐにご相談ください。



主な相談内容

(平成13年度 市消費生活センター調べ)

順位	項目	件数	内容(例)
1	借入金	511	多重債務による自己破産
2	電話情報料	159	利用した覚えのない電話料請求
3	資格講座	85	資格講座の電話勧誘
3	健康食品	85	効果を過信させた訪問販売の勧誘
5	新聞	82	訪問販売による契約トラブル
6	布団	80	無料の景品につられて高額な布団を購入
7	自動車	73	購入直後の故障
8	工事・建築	67	改修工事のトラブル
9	内職	53	内職に必要とされる高額商品の購入
10	学習教材	51	中途解約のトラブル

こんなとき、どうしたらいいんだろう？

アドバイス

市消費生活センターでは、貸付金に関する法令などをご説明します。さらに法律的な判断が必要な場合は、弁護士に相談することをお勧めします。

業者が年29.2%以上の金利を徴収することは、出資法で禁止された違法行為です。脅迫などの被害を受けたら、すぐに警察にご相談ください。

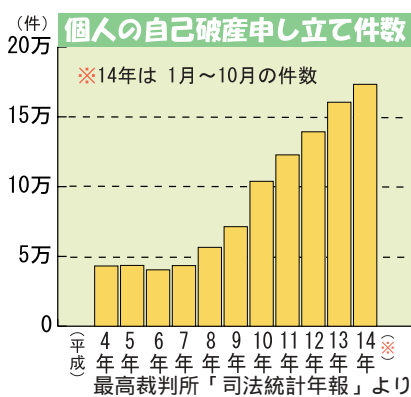


借金を返すための借金を繰り返すうちに、とうとう返せなくなりました！

多重債務

増えつつける自己破産

平成13年の全国の自己破産件数は約16万件で、ここ数年で急増しています。多くの多重債務者が、いわゆる「ヤミ金融(国や県に無登録の業者または法規制を超えた高い利息でお金を貸す業者)から借り入れていて、スムーズに債務整理ができない事例が増えています。



借り入れでも、その前に

安易な借り入れで生活が破たんしないよう、ローンやクレジットは節度を持って利用しましょう。借り入れの際には、次のことを確認しましょう。

本当に必要な借り入れか
無理のない返済ができるか
手数料や金利はいくらか
契約書の内容をきちんと理解できたか

身に覚えのない電話情報料の請求

利用した覚えのないツーショットダイヤルの情報料が請求された！



アドバイス

このサービスは、利用した人とサービス提供会社との個別契約です。延滞料などの名目で料金が加算されても、利用していなければ一切支払う必要はありません。

家族がサービスを利用したと思い込んだり、かわりやまったりするケースがありまますが、一度支払ってしまつと、次々と新たな請求を受ける恐れがあります。利用していない請求には絶対に応じず、これ以上のあなたの個人情報を知られないようにしましょう。

ツーショットダイヤル利用者が電話をかけ、未知の異性と話ができるサービス

点検を装った売り込み

消火器の点検に来た人から、消火器を買わされた！



アドバイス

「点検商法」と呼ばれる手口で、「家庭に消火器を置くことが法律で決められています」といって、消火器を買わせるものがあります。消防局の職員が訪問販売することはありません。不審に思ったら、市消防局予防課(☎9256)にお尋ねください。

こんな手口にも注意を

水道局から委託されている「水道管の点検」と言いつつ、下水道管の点検や清掃を行い、高い料金を請求する業者がいます。

水道局では、点検・清掃業者の指定や委託はしていません。不審な点があったら、水道局下水道管理課(☎1151)にご確認ください。